

スポーツ振興くじ（第827回～第832回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第213号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

平成28年2月1日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 大東 和美

1 スポーツ振興投票の名称

別紙1～6のとおり

2 スポーツ振興投票券の発売期間

別紙1～6のとおり

3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地

(1) 楽天銀行株式会社

東京都品川区東品川4丁目12番3号

（ただし、インターネット販売に限る。）

(2) 株式会社ジャパンネット銀行

東京都新宿区西新宿2丁目1番1号

（ただし、インターネット販売に限る。）

(3) 株式会社三井住友銀行

東京都千代田区丸の内1丁目1番2号

（ただし、インターネット販売に限る。）

(4) 住信SBIネット銀行株式会社

東京都港区六本木1丁目6番1号

（ただし、インターネット販売に限る。）

4 合致の割合の種類

別紙7のとおり

5 指定試合を実施する期日又は期間

別紙1～6のとおり

6 試合当たり投票種類数

別紙7のとおり

7 指定試合で対戦するサッカーチーム名

別紙1～6のとおり

8 合致の割合の算式において本センターが定める率

別紙7のとおり

9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

別紙7のとおり

10 その他

発売及び払戻しは全国

- ・ **スポーツ振興投票の名称**
第827回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**
平成28年2月20日（土）～同年2月27日（土）
- ・ **指定試合を実施する期日又は期間**
平成28年2月27日（土）及び同年2月28日（日）
- ・ **指定試合で対戦するサッカーチーム名**
 - (1) B I G
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
 - (2) B I G 1 0 0 0
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑩及び⑫のサッカーチーム
 - (3) m i n i B I G
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑦、⑨及び⑩のサッカーチーム
 - (4) t o t o
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム
 - (5) m i n i t o t o A組
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム
 - (6) m i n i t o t o B組
以下の対象試合のうち、試合No. ⑥～⑩のサッカーチーム
 - (7) t o t o G O A L 3
以下の対象試合のうち、試合No. ①、③及び⑤のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
2/27	①	サンフレッチェ広島 (広島)	川崎フロンターレ (川崎)
2/27	②	サガン鳥栖 (鳥栖)	アビスパ福岡 (福岡)
2/27	③	柏レイソル (柏)	浦和レッズ (浦和)
2/27	④	湘南ベルマーレ (湘南)	アルビレックス新潟 (新潟)
2/27	⑤	ヴィッセル神戸 (神戸)	ヴァンフォーレ甲府 (甲府)
2/27	⑥	ジュビロ磐田 (磐田)	名古屋グランパス (名古屋)
2/27	⑦	横浜F・マリノス (横浜M)	ベガルタ仙台 (仙台)
2/27	⑧	F C 東京 (F東京)	大宮アルディージャ (大宮)
2/28	⑨	ガンバ大阪 (G大阪)	鹿島アントラーズ (鹿島)
2/28	⑩	ジェフユナイテッド千葉 (千葉)	徳島ヴォルティス (徳島)
2/28	⑪	ロアッソ熊本 (熊本)	松本山雅F C (松本)
2/28	⑫	F C 町田ゼルビア (町田)	セレッソ大阪 (C大阪)
2/28	⑬	京都サンガF. C. (京都)	水戸ホーリーホック (水戸)
2/28	⑭	清水エスパルス (清水)	愛媛F C (愛媛)

- ・ **スポーツ振興投票の名称**
第828回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**
平成28年2月27日(土)～同年3月5日(土)
- ・ **指定試合を実施する期日又は期間**
平成28年3月5日(土)及び同年3月6日(日)
- ・ **指定試合で対戦するサッカーチーム名**
 - (1) B I G
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
 - (2) B I G 1 0 0 0
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム
 - (3) m i n i B I G
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑨のサッカーチーム
 - (4) t o t o
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム
 - (5) m i n i t o t o A組
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム
 - (6) m i n i t o t o B組
以下の対象試合のうち、試合No. ⑥～⑩のサッカーチーム
 - (7) t o t o G O A L 3
以下の対象試合のうち、試合No. ①～③のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
3/5	①	川崎フロンターレ (川 崎)	湘南ベルマーレ (湘 南)
3/5	②	大宮アルディージャ (大 宮)	柏レイソル (柏)
3/5	③	ヴィッセル神戸 (神 戸)	アルビレックス新潟 (新 潟)
3/6	④	浦和レッズ (浦 和)	ジュビロ磐田 (磐 田)
3/6	⑤	ヴァンフォーレ甲府 (甲 府)	ガンバ大阪 (G大阪)
3/5	⑥	鹿島アントラーズ (鹿 島)	サガン鳥栖 (鳥 栖)
3/5	⑦	アビスパ福岡 (福 岡)	横浜F・マリノス (横浜M)
3/6	⑧	名古屋グランパス (名古屋)	サンフレッチェ広島 (広 島)
3/6	⑨	ベガルタ仙台 (仙 台)	F C 東京 (F 東京)
3/6	⑩	ギラヴァンツ北九州 (北九州)	レノファ山口 (山 口)
3/6	⑪	ファジアーノ岡山 (岡 山)	ジェフユナイテッド千葉 (千 葉)
3/6	⑫	徳島ヴォルティス (徳 島)	ロアッソ熊本 (熊 本)
3/6	⑬	V・ファーレン長崎 (長 崎)	清水エスパルス (清 水)
3/6	⑭	横浜F C (横浜C)	松本山雅F C (松 本)

・スポーツ振興投票の名称

第829回スポーツ振興くじ

・スポーツ振興投票券の発売期間

平成28年3月5日(土)～同年3月12日(土)

・指定試合を実施する期日又は期間

平成28年3月12日(土)及び同年3月13日(日)

・指定試合で対戦するサッカーチーム名

(1) BIG

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム

(2) BIG1000

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム

(3) mini BIG

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑨のサッカーチーム

(4) toto

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム

(5) mini toto A組

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム

(6) mini toto B組

以下の対象試合のうち、試合No. ⑥～⑩のサッカーチーム

(7) toto GOAL 3

以下の対象試合のうち、試合No. ①、④及び⑤のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
3/12	①	サンフレッチェ広島 (広島)	湘南ベルマーレ (湘南)
3/12	②	ベガルタ仙台 (仙台)	鹿島アントラーズ (鹿島)
3/12	③	浦和レッズ (浦和)	アビスパ福岡 (福岡)
3/12	④	アルビレックス新潟 (新潟)	横浜F・マリノス (横浜M)
3/12	⑤	サガン鳥栖 (鳥栖)	ヴァンフォーレ甲府 (甲府)
3/12	⑥	柏レイソル (柏)	ジュビロ磐田 (磐田)
3/12	⑦	川崎フロンターレ (川崎)	名古屋グランパス (名古屋)
3/13	⑧	コンサドーレ札幌 (札幌)	愛媛FC (愛媛)
3/13	⑨	清水エスパルス (清水)	松本山雅FC (松本)
3/13	⑩	ファジアーノ岡山 (岡山)	京都サンガF.C. (京都)
3/12	⑪	セレッソ大阪 (C大阪)	ザスパクサツ群馬 (群馬)
3/13	⑫	レノファ山口 (山口)	FC町田ゼルビア (町田)
3/13	⑬	ロアッソ熊本 (熊本)	東京ヴェルディ (東京V)
3/13	⑭	ジェフユナイテッド千葉 (千葉)	横浜FC (横浜C)

- ・スポーツ振興投票の名称
第830回スポーツ振興くじ
- ・スポーツ振興投票券の発売期間
平成28年3月12日(土)～同年3月19日(土)
- ・指定試合を実施する期日又は期間
平成28年3月19日(土)及び同年3月20日(日)
- ・指定試合で対戦するサッカーチーム名
 - (1) BIG
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
 - (2) BIG1000
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑩及び⑬のサッカーチーム
 - (3) mini BIG
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑨のサッカーチーム
 - (4) toto
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム
 - (5) mini toto A組
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム
 - (6) mini toto B組
以下の対象試合のうち、試合No. ⑥～⑩のサッカーチーム
 - (7) toto GOAL 3
以下の対象試合のうち、試合No. ③～⑤のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
3/19	①	横浜F・マリノス (横浜M)	サガン鳥栖 (鳥 栖)
3/19	②	アルビレックス新潟 (新 潟)	柏レイソル (柏)
3/19	③	名古屋グランパス (名古屋)	ベガルタ仙台 (仙 台)
3/19	④	鹿島アントラーズ (鹿 島)	FC東京 (F東京)
3/19	⑤	ヴィッセル神戸 (神 戸)	ガンバ大阪 (G大阪)
3/19	⑥	ヴァンフォーレ甲府 (甲 府)	川崎フロンターレ (川 崎)
3/19	⑦	ジュビロ磐田 (磐 田)	アビスパ福岡 (福 岡)
3/20	⑧	大宮アルディージャ (大 宮)	サンフレッチェ広島 (広 島)
3/20	⑨	湘南ベルマーレ (湘 南)	浦和レッズ (浦 和)
3/20	⑩	ギラヴァンツ北九州 (北九州)	ロアッソ熊本 (熊 本)
3/20	⑪	ザスパクサツ群馬 (群 馬)	カマタマーレ讃岐 (讃 岐)
3/20	⑫	松本山雅FC (松 本)	ジェフユナイテッド千葉 (千 葉)
3/20	⑬	京都サンガF. C. (京 都)	V・ファーレン長崎 (長 崎)
3/20	⑭	清水エスパルス (清 水)	コンサドーレ札幌 (札 幌)

- ・スポーツ振興投票の名称
第831回スポーツ振興くじ
- ・スポーツ振興投票券の発売期間
平成28年3月16日(水)～同年3月23日(水)
- ・指定試合を実施する期日又は期間
平成28年3月23日(水)
- ・指定試合で対戦するサッカーチーム名
 - (1) mini toto A組
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム
 - (2) toto GOAL 3
以下の対象試合のうち、試合No. ①、③及び④のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
3/23	①	鹿島アントラーズ (鹿 島)	ヴァンフォーレ甲府 (甲 府)
3/23	②	ジュビロ磐田 (磐 田)	ヴィッセル神戸 (神 戸)
3/23	③	ベガルタ仙台 (仙 台)	アルビレックス新潟 (新 潟)
3/23	④	川崎フロンターレ (川 崎)	横浜F・マリノス (横 浜M)
3/23	⑤	アビスパ福岡 (福 岡)	柏レイソル (柏)

- ・ **スポーツ振興投票の名称**
第832回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**
平成28年3月19日（土）～同年3月26日（土）
- ・ **指定試合を実施する期日又は期間**
平成28年3月26日（土）及び同年3月27日（日）
- ・ **指定試合で対戦するサッカーチーム名**
 - (1) B I G
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
 - (2) B I G 1 0 0 0
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム
 - (3) m i n i B I G
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑦、⑨及び⑪のサッカーチーム
 - (4) t o t o
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム
 - (5) m i n i t o t o A組
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム
 - (6) m i n i t o t o B組
以下の対象試合のうち、試合No. ⑥～⑩のサッカーチーム
 - (7) t o t o G O A L 3
以下の対象試合のうち、試合No. ①～③のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
3/26	①	V・ファーレン長崎 (長崎)	ロアッソ熊本 (熊本)
3/27	②	名古屋グランパス (名古屋)	湘南ベルマーレ (湘南)
3/27	③	柏レイソル (柏)	ベガルタ仙台 (仙台)
3/27	④	川崎フロンターレ (川崎)	アビスパ福岡 (福岡)
3/27	⑤	アルビレックス新潟 (新潟)	サガン鳥栖 (鳥栖)
3/27	⑥	ヴァンフォーレ甲府 (甲府)	大宮アルディージャ (大宮)
3/27	⑦	ヴィッセル神戸 (神戸)	鹿島アントラーズ (鹿島)
3/26	⑧	ジェフユナイテッド千葉 (千葉)	ザスパクサツ群馬 (群馬)
3/26	⑨	東京ヴェルディ (東京V)	F C町田ゼルビア (町田)
3/26	⑩	セレッソ大阪 (C大阪)	ツエーゲン金沢 (金沢)
3/26	⑪	コンサドーレ札幌 (札幌)	京都サンガF. C. (京都)
3/26	⑫	カマタマーレ讃岐 (讃岐)	徳島ヴォルティス (徳島)
3/26	⑬	F C岐阜 (岐阜)	水戸ホーリーホック (水戸)
3/26	⑭	モンテディオ山形 (山形)	清水エスパルス (清水)

・合致の割合の種類

開催された指定試合に対するそれぞれの投票とその指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) B I G (ビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数 (14) から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数 (14) から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数 (14) から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 5等 開催試合結果数 (14) から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 6等 開催試合結果数 (14) から5を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(2) B I G 1 0 0 0 (ビッグセン)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数 (11) から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数 (11) から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数 (11) から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(3) m i n i B I G (ミニビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数 (9) から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数 (9) から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(4) t o t o (トト)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数 (13) から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数 (13) から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(5) m i n i t o t o A組 (ミニトト エイクミ)

- 1等 10割

(6) m i n i t o t o B組 (ミニトト ビークミ)

- 1等 10割

(7) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数 (6) から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

・試合当たり投票種類数

(1) B I G

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(2) B I G 1 0 0 0

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(3) m i n i B I G

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(4) t o t o

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(5) m i n i t o t o A組

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(6) m i n i t o t o B組

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(7) t o t o G O A L 3

- 1試合ごとに90分間のホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) B I G

1等	25分の19
2等	100分の9
3等	50分の1
4等	25分の1
5等	25分の1
6等	20分の1

(2) B I G 1 0 0 0

1等	5分の3
2等	20分の3
3等	20分の3
4等	10分の1

(3) m i n i B I G

1等	2分の1
2等	5分の1
3等	10分の3

(4) t o t o

1等	10分の7
2等	20分の3
3等	20分の3

(5) m i n i t o t o A組

1等	1分の1
----	------

(6) m i n i t o t o B組

1等	1分の1
----	------

(7) t o t o G O A L 3

1等	5分の3
2等	5分の2

・1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) B I G

一口300円に対し、3億円（加算金のあるときにあっては、6億円）

(2) B I G 1 0 0 0

一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）

(3) m i n i B I G

一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）

(4) t o t o

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、5億円）

(5) m i n i t o t o A組

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(6) m i n i t o t o B組

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(7) t o t o G O A L 3

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）